

令和 8 年 10 月 1 日

お客様各位

益田信用組合

「当座勘定規定」等の一部改定のお知らせ

平素は、日頃よりお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、益田信用組合では一般社団法人全国銀行協会の主導により、「手形・小切手の全面的な電子化に向けた顧客への対応」として、令和 8 年 9 月 30 日（水）をもちまして、「手形・小切手の最終振出期限の設定」ならびに「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了」することになりました。

つきましては、各種規定を下記のとおり一部改訂いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

2. 改定の対象となる規定

当座勘定規定、普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金、通知預金規定、定期性預金規定、定期積金規定

3. 改定内容

別紙の新旧対照表をご参照ください。（変更する条項のみ記載しております。）

以上

当座勘定規定 新旧対照表

改定後	改定前
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年10月1日に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。

改定後	改定前
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和 8 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) 手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) 手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
省 略	省 略
第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）	第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）
(1) 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
第 19 条（線引小切手の取扱い）	第 19 条（線引小切手の取扱い）
(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 3 8 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合	(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 3 8 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合

改定後	改定前
には、振出人に求償できるものとします。 省 略 以上 約束手形用法 省 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 省 略 以上 為替手形用法 省 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 省 略 以上 小切手用法 省 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年10月1日意向に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 省 略 以上	には、振出人に求償できるものとします。 省 略 以上 約束手形用法 省 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 省 略 以上 為替手形用法 省 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 省 略 以上 小切手用法 省 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 省 略 以上

普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形用件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上	省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形用件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上

無利息型普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2. (証券類の受け入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上	省 略 2. (証券類の受け入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上

貯蓄預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上	省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上

納税準備預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭揭示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上	省 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭揭示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省 略 以上

通知預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。 省 略 以上	省 略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。 省 略 以上

自由金利型定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上	省 略 2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上

期日指定定期預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上	省 略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上

自動継続期日指定定期預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上	省 略 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合はこの証書と引換えに、通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上

定期積金規定、金利優遇定期積金規定 新旧対照表

改定後	改定前
省 略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（通帳）の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上	省 略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（通帳）の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 省 略 以上